

平成27年度「近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動結果  
及び平成28年度活動方針について  
～社会保険未加入対策で重点的に立入検査を実施～

近畿地方整備局では平成19年4月に、建設業者の法令違反への対応を強化することにより、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）を設置（同日に各地方整備局等で設置）し、建設業法令遵守に向けた取り組みを強化しています。

今般、平成27年度の活動結果及び平成28年度の活動方針を確定しましたので、お知らせします。

### 平成27年度活動結果

#### 1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

	平成27年度	平成26年度
駆け込みホットライン等	359件	333件
上記のうち、違反疑義情報	58件	48件

違反疑義情報の主な内容は、現場配置技術者、契約書の作成、標識の不掲示等です。

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法令違反通報窓口です。

#### 2. 建設業者に対する立入検査等の実施

	平成27年度	平成26年度
立入検査等を実施	71回	117回

「下請取引等実態調査」等を端緒として実施

#### 3. 監督処分・勧告の実施

	平成27年度	平成26年度
許可取消し	0件	1件
営業停止	5件	20件
指示	1件	2件
勧告・指導	18件	15件

#### 4. 講習会等建設業法令遵守に関する活動

	平成27年度	平成26年度
講習会等の開催	27回	33回

### 平成28年度における活動方針

国土交通省「平成28年度建設業法令遵守推進本部活動方針」を踏まえつつ適切に対応します。

①更なる社会保険未加入対策の推進

②建設業法令遵守の強化

③近畿地方整備局独自の取り組み

詳細は、別紙資料をご覧ください。

## 平成28年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動方針

### ①更なる社会保険未加入対策の推進

目標年次である平成29年度が来年度に迫っていることから、発注部局や関係機関と連携を図りより一層の推進に努めます。

- ・直轄工事においては発注部局からの通報等をもとに、関係機関と連携し社会保険未加入業者への加入指導
- ・建設業法令遵守に関する講習会や建設業団体等との意見交換会で、更なる周知徹底
- ・建設業許可申請、経営事項審査、元下調査等で加入状況の確認及び指導

### ②建設業法令遵守の強化

#### ○建設業法令改正の周知徹底

解体工事業の新設や特定建設業の許可・監理技術者の配置等に関する下請契約の請負代金引き上げ等に関する改正内容について周知徹底に努めます。

#### ○建設業法違反の情報収集

「駆け込みホットライン」「建設業フォローアップ相談ダイヤル」について、建設業法令遵守に関する講習会や建設業団体等との意見交換会、ホームページにより一層の周知を図り情報収集に努めます。

#### ○立入検査の実施

下請取引等実態調査の結果や「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」に通報のあった建設業者を優先的に選定のうえ立入検査を実施し、適正な施工体制、適正な下請契約に関する項目を確認するほか、下記項目を重点項目として確認及び周知徹底に努めます。

- ・建設業法令遵守ガイドラインの周知徹底
  - ・法定福利費が明示された「標準見積書」等の活用状況の確認及び周知徹底
  - ・「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（公示）」の周知徹底
- なお、下記項目については、引き続き、確認及び周知徹底に努めます。
- ・経營業務管理責任者、営業所専任技術者の常勤性
  - ・名ばかり営業所
  - ・消費税の適切な転嫁の確認
  - ・労働災害防止対策に係る経費の確認及び周知徹底、

また、外国人建設就労者受入事業に係る立入検査について、国土交通本省と連携を図り適切に対応します。

#### ○関係機関との連携

「建設業取引適正化推進月間」等の取組を推進するため、関係機関や建設業団体等とより一層の連携に努めます。

- ・府県と連携し、合同による立入検査や建設業法令遵守に関する講習会等の開催
  - ・業界団体等と連携し、意見交換会や建設業法令遵守に関する講習会の開催
- 各府県警察本部と連携し、暴力団員等の排除に努めます。

### ③近畿地方整備局独自の取り組み

#### 建設業法令遵守に周知徹底

- 建設業法令遵守に関するパンフレットを更新し、ホームページへの掲載、立入検査時での配付等により建設業法令改正を始めとした建設業法令遵守について周知徹底に努めます。
- 昨年度の立入検査では、特に「契約に関する事項」「見積りに関する事項」についての指摘が多かった事から、引き続き、立入検査や建設業法令遵守に関する講習会等でこれらの重要性について周知徹底に努めます。